

令和6年1月から3月喫食分の学校給食費について

保護者の皆様へ

日頃から本市の学校給食にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
この度、国からの補助金である重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響による保護者負担の軽減を図るため、令和6年1月から3月の間に提供する給食分の学校給食費を徴収しないこととなります。

つきましては、1月から3月分の給食の取扱いは下記のとおりとなります。また、金額変更及び返金についてのお知らせを、2月中旬頃に学校からお子様を通じて配付いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

なお、学校給食費無償化に関する内容については、【学校給食費無償化に関する HP】をあわせてご確認ください。

【学校給食費無償化に関する HP】

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/gakkou/002/p122363.html>

記

①1月分の給食について

給食を停止されている方についても給食をご用意いたします。ただし、食物アレルギーを理由として停止届を提出されている方につきましては、引き続き1月分の給食を停止いたします。

②2月から3月分の給食について

給食を停止されている方（食物アレルギーを理由として停止している方を含む）に対し、2月・3月分給食提供の希望調査を行います。詳細につきましては、1月9日（火）に学校を通じて配付するお知らせをご確認ください。

船橋市教育委員会保健体育課長

問い合わせ

教育委員会保健体育課給食費係

☎047(436)2418 FAX2877